

規制の政策評価に関する
国土交通省政策評価実施要領

令和 8 年 3 月 30 日

国土交通省政策統括官(政策評価)

規制の政策評価に関する国土交通省政策評価実施要領

目次

はじめに	1
I 規制の事前評価	1
1 規制の事前評価の対象	1
2 規制の事前評価の実施	2
II 規制の事後評価	4
1 規制の事後評価の対象	4
2 規制の事後評価の実施	4
附則	5
別紙	6

〔策 定 令和 6 年 3 月 15 日〕

〔最終変更 令和 8 年 3 月 30 日〕

規制の政策評価に関する国土交通省政策評価実施要領

はじめに

国土交通省における規制の政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）及び「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の定めるところにより、また、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（令和 6 年 3 月 15 日政策評価各府省連絡会議了。以下「ガイドライン」という。）を踏まえるとともに、「国土交通省政策評価基本計画」に基づき定める「規制の政策評価に関する国土交通省政策評価実施要領」により実施する。

I 規制の事前評価

1 規制の事前評価の対象

規制の事前評価は、法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策（法律案又は政令案）について行うことが義務付けられている。

（1）判断

法令案を所管する担当課（以下「担当課」という。）は、評価を実施するに当たって、ガイドライン等を参照のうえ、法令改正の内容が規制の事前評価が必要な「規制」に該当するか判断する。

担当課において上記の判断が困難な場合は、可能な限り前広かつ速やかに政策評価官室に助言を求める。

※規制の事前評価の対象には、規制の緩和又は廃止も含まれる。

※ガイドラインにおいて、実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に実施するよう努めるものとされている。

（2）登録

担当課は、（1）により「規制」に該当すると判断した場合、別紙の「法令等

規制の事前評価実施予定表」に必要事項を記入して政策評価官室へ提出し、登録する。

2 規制の事前評価の実施

規制の事前評価は、以下の手順で実施する。

(1) 法律案に係る規制の事前評価の場合

① 事前評価書案等の作成及び提出

担当課は、ガイドライン別添1の様式により規制の事前評価書案及び競争評価チェックリスト案を作成し、政策評価官室へ提出する。期限は法律案の閣議決定の3週間前（事前評価書（簡素化C）様式の場合は4週間前）までとする。

② 資料の参照

①の作成に当たって、前者についてはガイドラインを参照する。

後者については「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」（平成29年7月31日公正取引委員会事務局）及び「規制の政策評価における競争状況の影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（平成29年9月26日公正取引委員会事務局）を参照する。

③ 政策評価官室による事前評価書案等の確認

政策評価官室は、提出された事前評価書案及び競争評価チェックリスト案の内容を確認し、必要に応じて修正を求める。その際、必要な助言その他の協力を行う。

なお、事前評価書（簡素化C）様式を用いて作成した場合は、政策評価官室は、総務省行政評価局に当該事前評価書案を送付し、簡素化した評価書の利用が妥当か確認する。

④ 大臣決裁による決定等

法律案に係る事前評価書は、大臣決裁により決定する。

担当課は、当該法律案の閣議請議を求める大臣決裁に併せて、事前評価書の決定及び公表並びに事前評価書の総務大臣への送付に係る大臣決裁を求める。

⑤ 総務大臣への送付及び公表

政策評価官室は、大臣決裁後、事前評価書の「評価実施時期」欄に事前評価書の公表日を記入のうえ、速やかに事前評価書を総務大臣へ送付し、閣議決定の日までに事前評価書を公表する。

(2) 政令案に係る規制の事前評価の場合

① 事前評価書案等の作成と提出

(1) ①と同様に取り扱うこととし、期限は行政手続法（平成5年法律第88号）第6章の規定に基づく意見公募手続（以下「意見公募手続」という。）の2週間前（事前評価書（簡素化C）様式の場合は3週間前）までとする。

② 資料の参照

(1) ②と同様に取り扱うこととする。

③ 政策評価官室による事前評価書案等の確認

(1) ③と同様に取り扱うこととする。

④ 専決決裁による決定等

事前評価書の決定及び公表並びに事前評価書の総務大臣への送付について、政策統括官及び担当局長の専決決裁により行う。

⑤ 総務大臣への送付及び公表

政策評価官室は、決裁後、事前評価書の「評価実施時期」欄に事前評価書の公表日を記入のうえ、速やかに事前評価書を総務大臣へ送付し、事前評価書を公表する。

担当課は、事前評価書を、「電子政府の総合窓口」のウェブサイト（www.e-gov.go.jp）において意見公募手続に付される法令案の「関連資料」として公表する。

⑥ 意見公募手続が適用されない政令案の場合

①の提出期限について、政令案の閣議決定の2週間前（事前評価書（簡素化C）様式の場合は3週間前）までとする。

⑤の前段については、閣議決定の日までに行うこととする。

II 規制の事後評価

1 規制の事後評価の対象

事前評価を実施した規制に係る政策については、当該政策に係る事前評価書において記載されている事後評価の実施予定時期に、事後評価を実施することとされている。

※ガイドラインにおいて、実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に実施するよう努めるものとされている。

2 規制の事後評価の実施

規制の事後評価は、以下の手順で実施する。

(1) 事後評価書案の作成及び提出

担当課は、事前評価書において記載された事後評価の実施予定時期に、ガイドライン別添1の様式により事後評価書案を作成し、政策評価官室に提出する。

本事後評価書案の提出の際には、当該政策に係る事前評価書及び当該事前評価書に対する指摘事項（※）をまとめた資料を添付する。

※ガイドライン別添1において、下記のとおりとされている。

①国会審議での指摘、②パブリックコメントでの指摘、③政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるための窓口寄せられた指摘、④総務省行政評価局による事前評価書の点検での指摘

(2) 資料の参照

(1) の作成に当たっては、ガイドラインを参照する。

(3) 政策評価官室による事後評価書案の確認

I 2 (1) ③「政策評価官室による事前評価書案等の確認」の前段と同様に取り扱うこととする。

(4) 専決決裁による決定等

I 2 (2) ④「専決決裁による決定等」と同様に取り扱うこととする。

(5) 総務大臣への送付及び公表

I 2 (2) ⑤「総務大臣への送付及び公表」の前段と同様に取り扱うこととする。

附則

「規制の政策評価に関する国土交通省政策評価実施要領」（平成 21 年 6 月 16 日策定）は、廃止する。

令和〇年〇月現在

法令等規制の事前評価 実施予定表

件名	法令レベル	政策評価官室提出期限(注)	評価書公表予定日	閣議予定日(法律)又は意見公募手続実施予定日(政令)	担当部局	提出状況
例 〇〇法の一部を改正する法律案	法律	〇月〇日(〇)	〇月〇日(〇)	〇月〇日(〇)	〇〇局	未提出
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

(注)法律案は閣議決定の3週間前まで、政令案は意見公募手続の2週間前までに提出(簡素化の精式の場合は、前者は閣議決定の4週間前まで、後者は意見公募手続の3週間前まで)

※現時点で実施の有無が保留になっているもの

例	〇〇法施行令の一部を改正する政令案(××省主管)	〇〇局
1		
2		